

令和4年11月18日

記者発表資料

総務部
財政部

令和4年第4回徳島市議会定例会 (提出議案等)

1 予算議案（7件） ※先議を必要とするもの

- ※① 令和4年度徳島市一般会計補正予算（第5号）
- ※② 令和4年度徳島市旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）
- ③ 令和4年度徳島市一般会計補正予算（第6号）
- ④ 令和4年度徳島市食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）
- ⑤ 令和4年度徳島市商業観光施設事業会計補正予算（第2号）
- ⑥ 令和4年度徳島市水道事業会計補正予算（第2号）
- ⑦ 令和4年度徳島市市民病院事業会計補正予算（第1号）

2 条例議案（7件）

- ① 徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ② 徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて
- ③ 徳島市特別職の指定等に関する条例を定めるについて
- ④ 職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて
- ⑤ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めるについて
- ⑥ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて
- ⑦ 徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例を定めるについて

3 単行議案（18件）

- ① 市道路線の廃止について《2路線》
- ② 市道路線の認定について《11路線》
- ③ 工事請負契約の締結について《新浜ポンプ場2号雨水ポンプ設備改築工事》
- ④ 工事請負契約の締結について《中央公民館外解体工事》
- ⑤ 定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について《小松島市》

- ⑥ 専決処分の承認について《令和4年度徳島市一般会計補正予算（第4号）》
- ⑦～⑱ 指定管理者の指定について《徳島市丈六コミュニティセンター外11件》

4 報告（12件）

- ① 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ② 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ③ 専決処分の報告について《調停案の受諾について（家屋明渡等：住宅課）》
- ④ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑤ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑥ 専決処分の報告について《調停の申立てについて（家屋明渡等：住宅課）》
- ⑦ 専決処分の報告について《訴訟の提起について（車両撤去土地明渡：住宅課）》
- ⑧ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：道路維持課）》
- ⑨ 専決処分の報告について《損害賠償額の決定について（物損事故：障害福祉課）》
- ⑩ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（四国横断自動車道周辺対策事業富吉排水機場ポンプ設備工事：広域道整備課）》
- ⑪ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（田宮西ポンプ場5号雨水ポンプ設備工事：河川水路課）》
- ⑫ 専決処分の報告について《工事請負契約の変更について（矢三西住宅新築工事：住宅課）》

5 追加提出予定議案

① 条例議案（4件）

- (1) 徳島市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を定める
について
- (2) 常勤の特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を定める
について
- (3) 徳島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて
- (4) 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例の一部を改正する条例
を定めるについて

② 予算議案（3件）

- (1) 令和4年度徳島市一般会計補正予算（第7号）
- (2) 令和4年度徳島市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 令和4年度徳島市職員給与等支払特別会計補正予算（第2号）

③ 人事議案（2件）

- (1) 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (2) 公平委員会委員の選任について

令和4年度12月補正予算会計別総括表

一般会計補正予算（第5号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	26,983,617	493,870	27,477,487
22 繰越金	42,292	384,316	426,608
歳入合計	111,203,880	878,186	112,082,066

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
3 民生費	54,122,737	513,005	54,635,742	128,689			384,316
6 農林水産業費	1,144,438	183,057	1,327,495	183,057			
8 土木費	11,649,865	177,256	11,827,121	177,256			
10 教育費	9,109,569	4,868	9,114,437	4,868			
歳出合計	111,203,880	878,186	112,082,066	493,870			384,316

《歳出款別事業別》

◎ 民生費	【 513,005千円】
(1) 社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費	81,103千円
(2) 子育て世帯物価高騰対策支援事業費	384,316千円
(3) 教育・保育施設等給食費補助	47,586千円
◎ 農林水産業費	【 183,057千円】
(1) 農林漁業者物価高騰対策支援事業費	183,057千円
◎ 土木費	【 177,256千円】
(1) 地域公共交通等応援事業費	177,256千円
◎ 教育費	【 4,868千円】
(1) 学校給食費支援事業補助	4,868千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）

【収益的収入】

（単位 千円）

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 旅客自動車運送事業収益		519,696	32,580	552,276
	2 営業外収益	339,473	32,580	372,053

◎ 営業外収益----- 新型コロナ・物価高騰対策に係る応援金の受入に伴う所要の補正

32,580千円

一般会計補正予算（第6号）

【歳入】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	27,477,487	1,477,716	28,955,203
16 県支出金	8,975,361	204,806	9,180,167
21 市債	8,474,700	72,100	8,546,800
22 繰越金	426,608	262,673	689,281
歳入合計	112,082,066	2,017,295	114,099,361

【歳出】

（単位 千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国・県	地方債	その他	
2 総務費	8,934,020	77,432	9,011,452	55,065			22,367
3 民生費	54,635,742	330,381	54,966,123	234,800			95,581
4 衛生費	11,667,738	1,142,649	12,810,387	1,091,147			51,502
6 農林水産業費	1,327,495	204,800	1,532,295	136,000	60,700		8,100
7 商工費	2,017,569	152,333	2,169,902	152,333			
8 土木費	11,827,121	23,780	11,850,901	1,320	11,400		11,060
9 消防費	2,994,775	9,600	3,004,375				9,600
10 教育費	9,114,437	76,320	9,190,757	11,857			64,463
歳出合計	112,082,066	2,017,295	114,099,361	1,682,522	72,100		262,673

《歳出款別事業別》

◎ 総務費

【 77,432千円】

(1) 庁舎管理費（光熱水費・燃料費）

21,446千円

(2) 支所管理費（光熱水費）

921千円

(3) シビックセンター指定管理業務継続支援事業費

2,530千円

(4) 新浜交流センター指定管理業務継続支援事業費	348千円
(5) 渭北福祉館指定管理業務継続支援事業費	386千円
(6) 徳島ガラススタジオ指定管理業務継続支援事業費	1,319千円
(7) 住民基本台帳ネットワークシステム改修費	50,482千円
◎ 民生費	【 330,381千円】
(1) 生涯福祉センター指定管理業務継続支援事業費	23,427千円
(2) 障害福祉サービス給付費	235,630千円
(3) 更生医療給付費	24,086千円
(4) 移動支援事業費	15,515千円
(5) 特別障害者手当給付費	6,603千円
(6) 老人福祉施設管理運営費（光熱水費・燃料費）	167千円
(7) 児童館運営費（光熱水費）	4,091千円
(8) 市立保育所等管理費（光熱水費・燃料費）	20,862千円
◎ 衛生費	【 1,142,649千円】
(1) 夜間休日急病診療所指定管理業務継続支援事業費	58,966千円
(2) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費	1,018,205千円
(3) 食肉センター事業特別会計繰出金	13,976千円
(4) 葬斎場管理費（光熱水費・燃料費）	3,720千円
(5) じん芥収集車両関係費（燃料費）	689千円
(6) じん芥処理業務管理費（光熱水費）	1,051千円
(7) 焼却炉関係費（光熱水費・燃料費）	24,894千円
(8) 廃棄物運搬中継施設管理費（光熱水費）	707千円
(9) し尿処理場費（光熱水費）	20,441千円
◎ 農林水産業費	【 204,800千円】
(1) 農村環境改善センター管理運営費（光熱水費）	265千円
(2) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費	136,000千円
(3) 農地施設管理費（光熱水費・燃料費）	1,015千円
(4) 排水施設補修費	65,120千円
(5) 団体営基盤整備促進事業費補助	2,400千円
◎ 商工費	【 152,333千円】
(1) 商業観光施設事業会計補助金	152,333千円
◎ 土木費	【 23,780千円】
(1) 公園管理費（光熱水費）	3,578千円
(2) 新町西地区市街地再開発事業費	18,276千円
(3) 住宅管理費（光熱水費）	1,926千円

◎ 消 防 費	【	9, 600千円】
(1) 消防局及び消防署運営費(光熱水費・燃料費)		5, 872千円
(2) 消防活動費(燃料費)		3, 728千円
◎ 教 育 費	【	76, 320千円】
(1) 小学校一般管理費(光熱水費)		35, 225千円
(2) 中学校一般管理費(光熱水費)		14, 648千円
(3) 高等学校一般管理費(光熱水費)		3, 994千円
(4) 幼稚園一般管理費(光熱水費)		2, 827千円
(5) 徳島城博物館関係経費(光熱水費)		1, 862千円
(6) 動物園管理費(光熱水費)		5, 907千円
(7) 体育施設指定管理業務継続支援事業費		11, 857千円
◎ 繰越明許費補正(追加)		
(1) 認定こども園整備事業		24, 200千円
(2) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業		136, 000千円
(3) 排水施設新設改良事業		478, 932千円
(4) 流域治水対策事業		65, 000千円
(5) 都市下水路事業		422, 054千円
(6) 徳島外環状道路周辺対策事業		141, 700千円
(7) 四国横断自動車道周辺対策事業		1, 217, 922千円
◎ 債務負担行為補正(追加)		
(1) コミュニティセンター指定管理料	(限度額：125,284千円 期間：令和5年度～令和8年度)	
(2) 親子ふれあいプラザ指定管理料	(限度額：93,690千円 期間：令和5年度～令和9年度)	
(3) 子育て安心ステーション指定管理料	(限度額：102,315千円 期間：令和5年度～令和9年度)	
(4) 産業支援交流センター指定管理料	(限度額：100,625千円 期間：令和5年度～令和9年度)	
(5) 阿波おどり会館指定管理料	(限度額：485,755千円 期間：令和5年度～令和9年度)	
(6) 徳島外環状道路周辺対策事業	(限度額：8,500千円 期間：令和5年度)	
(7) 四国横断自動車道周辺対策事業	(限度額：313,500千円 期間：令和5年度～令和7年度)	

食肉センター事業特別会計補正予算(第1号)

【歳入】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	85,376	13,976	99,352
歳入合計	152,780	13,976	166,756

【歳出】 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業費	152,480	13,976	166,456
歳出合計	152,780	13,976	166,756

◎ 事業費 -----燃料費・光熱費の不足に伴う所要の補正

13,976千円

商業観光施設事業会計補正予算（第2号）

【収益的収入】

(単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 商業観光施設事業収益		212,631		212,631
	1 索道営業収益	16,064	△7,325	8,739
	2 駐車場営業収益	178,218	△145,008	33,210
	3 営業外収益	18,349	152,333	170,682

指定管理者の経営支援を目的とした固定納付金の減免措置に伴う所要の補正

◎ 索道営業収益 -----△7,325千円

◎ 駐車場営業収益-----△145,008千円

◎ 営業外収益 -----152,333千円

水道事業会計補正予算（第2号）

【収益的支出】

(単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 水道事業費用		4,921,631	20,000	4,941,631
	1 営業費用	4,323,060	20,000	4,343,060

◎ 営業費用 -----第十浄水場ほか、各施設の動力費の不足に伴う所要の補正

20,000千円

市民病院事業会計補正予算（第1号）

【収益的支出】

(単位 千円)

款	項	既決予定額	補正予定額	計
1 病院事業費用		11,469,358	97,800	11,567,158
	1 医業費用	11,067,743	97,800	11,165,543

◎ 医業費用 -----光熱費の不足に伴う所要の補正

97,800千円

令和4年度 12月補正予算の概要

一般会計補正予算（第5号）

※先議を必要とするもの

【 878,186千円】

(1) 社会福祉施設等物価高騰対策支援事業費 〈高齢介護課・障害福祉課・生活福祉第一課・第二課〉	81,103千円
(2) 子育て世帯物価高騰対策支援事業費〈子育て支援課〉	384,316千円
(3) 教育・保育施設等給食費補助〈子ども政策課〉	47,586千円
(4) 農林漁業者物価高騰対策支援事業費〈農林水産課〉	183,057千円
(5) 地域公共交通等応援事業費〈地域交通課〉	177,256千円
(6) 学校給食費支援事業補助〈体育保健給食課〉	4,868千円

一般会計補正予算（第6号）

【2,017,295千円】

(1) 住民基本台帳ネットワークシステム改修費〈住民課〉	50,482千円
(2) 障害福祉サービス給付費〈障害福祉課〉	235,630千円
(3) 更生医療給付費〈障害福祉課〉	24,086千円
(4) 移動支援事業費〈障害福祉課〉	15,515千円
(5) 特別障害者手当給付費〈障害福祉課〉	6,603千円
(6) 新型コロナウイルスワクチン接種事業費〈健康長寿課〉	1,018,205千円
(7) 食肉センター事業特別会計繰出金〈環境政策課〉	13,976千円
(8) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業費〈農林水産課〉	136,000千円
(9) 排水施設補修費〈耕地課〉	65,120千円
(10) 団体営基盤整備促進事業費補助〈耕地課〉	2,400千円
(11) 商業観光施設事業会計補助金〈にぎわい交流課〉	152,333千円
(12) 新町西地区市街地再開発事業費〈都市建設政策課〉	18,276千円
(13) 指定管理業務継続支援事業費 （シビックセンター、新浜交流センター、渭北福祉館、徳島ガラススタジオ、 生涯福祉センター、夜間休日急病診療所、体育施設）	98,833千円
(14) 光熱費・燃料費 （庁舎、支所、老人ルーム、児童館、市立保育所等、葬斎場、東・西環境事業所、 農村環境改善センター、排水施設、公園、市営住宅、消防庁舎、小・中学校、 高等学校、幼稚園、徳島城博物館、動物園）	179,836千円

※ 繰越明許費補正（追加）

(1) 認定こども園整備事業〈子ども政策課〉	24,200千円
(2) 健やか新鮮ブランド産地づくり事業〈農林水産課〉	136,000千円
(3) 排水施設新設改良事業〈河川水路課〉	478,932千円

(4) 流域治水対策事業〈河川水路課〉	65,000千円
(5) 都市下水路事業〈河川水路課〉	422,054千円
(6) 徳島外環状道路周辺対策事業〈広域道整備課〉	141,700千円
(7) 四国横断自動車道周辺対策事業〈広域道整備課〉	1,217,922千円

※ 債務負担行為補正（追加）

(1) 指定管理料

指定管理者の指定に伴い、令和5年度以降に指定管理料の支払義務が生じるため、債務負担行為を設定する。

- ① コミュニティセンター指定管理料〈市民協働課〉
(限度額：125,284千円、期間：令和5年度～令和8年度)
- ② 親子ふれあいプラザ指定管理料〈子育て支援課〉
(限度額：93,690千円、期間：令和5年度～令和9年度)
- ③ 子育て安心ステーション指定管理料〈子育て支援課〉
(限度額：102,315千円、期間：令和5年度～令和9年度)
- ④ 産業支援交流センター指定管理料〈経済政策課〉
(限度額：100,625千円、期間：令和5年度～令和9年度)
- ⑤ 阿波おどり会館指定管理料〈にぎわい交流課〉
(限度額：485,755千円、期間：令和5年度～令和9年度)

(2) 徳島外環状道路周辺対策事業〈広域道整備課〉

徳島外環状道路の建設に伴う周辺対策事業に係る発注者支援業務について、令和4年度中に契約を締結、令和5年度までを期間として事業を実施するため、債務負担行為を設定する。

(限度額：8,500千円、期間：令和5年度)

(3) 四国横断自動車道周辺対策事業〈広域道整備課〉

高速道路の建設に伴い周辺対策として実施する小松1号水路改良工事に係る仮設工事等について、令和4年度中に契約を締結、令和7年度までを期間として事業を実施するため、債務負担行為を設定する。

(限度額：313,500千円、期間：令和5年度～令和7年度)

【一般会計予算総額】

補正前の額	補正額	計
111,203,880千円	2,895,481千円	114,099,361千円

【一般会計補正予算の対前年度比較】

(単位 千円)

区 分	令和3年度	令和4年度	増減額
12月 補正計上額	9,267,938	2,895,481	△ 6,372,457
12月 補正後予算額	117,044,556	114,099,361	△ 2,945,195

食肉センター事業特別会計補正予算（第1号）

原油価格・物価高騰等の影響により、食肉センターの燃料費・光熱費に不足が生じるため、所要の補正を行う。

1 事業費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13,976千円

補正前の額	補正額	計
152,780千円	13,976千円	166,756千円

商業観光施設事業会計補正予算（第2号）

指定管理者の経営支援を目的として実施する固定納付金の減免措置に伴い所要の補正を行う。

【収益的収入】

1 索道営業収益（索道収益）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △7,325千円
 2 駐車場営業収益（駐車収益）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ △145,008千円
 3 営業外収益（他会計補助金）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 152,333千円

補正前の額	補正額	計
212,631千円		212,631千円

水道事業会計補正予算（第2号）

原油価格・物価高騰等の影響により、第十浄水場ほか、各施設の動力費に不足が生じるため、所要の補正を行う。

【収益的支出】

1 営業費用（原水及び浄水費）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20,000千円

補正前の額	補正額	計
4,921,631千円	20,000千円	4,941,631千円

旅客自動車運送事業会計補正予算（第2号）

※先議を必要とするもの

新型コロナ・物価高騰対策に係る応援金の受け入れに伴い、所要の補正を行う。

【収益的収入】

1 営業外収益（他会計補助金）…………… 32,580千円

補正前の額	補正額	計
519,696千円	32,580千円	552,276千円

市民病院事業会計補正予算（第1号）

原油価格・物価高騰等の影響により、市民病院の光熱費に不足が生じるため、所要の補正を行う。

【収益的支出】

1 医業費用（経費）…………… 97,800千円

補正前の額	補正額	計
11,469,358千円	97,800千円	11,567,158千円

令和 4 年第 4 回徳島市議会定例会 (条例議案の概要説明)

① 徳島市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 選挙運動に係る公費負担の限度額の改正

公職選挙法施行令の改正に準じ、徳島市の議会の議員及び長の選挙における候補者の選挙運動に係る公費負担の限度額を次のとおり改正する。

区 分		公費負担の限度額		
		改 正 案	現 行	
選挙運動用自動車	一般運送契約	現行どおり	1日につき6万4,500円	
	一般運送契約以外	自動車借入れ契約	1日につき1万6,100円	1日につき1万5,800円
		燃料の供給契約	1日につき7,700円	1日につき7,560円
		運転手の雇用契約	現行どおり	1日につき1万2,500円
選挙運動用ビラの1枚当たりの単価		7円73銭	7円51銭	
選挙運動用ポスターの1枚当たりの単価		541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万6,250円を加え、当該額をポスター掲示場の数で除して得た金額	525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加え、当該額をポスター掲示場の数で除して得た金額	

2 施行期日等

公布の日から施行し、施行日以後その期日を告示される選挙から適用する。

② 徳島市個人情報の保護に関する法律施行条例を定めるについて

個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の改正により、個人情報保護制度に係る規律が法に一元化されることに伴い、法の施行に関し必要な事項を定める。

1 定義

この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例によることとし、この条例で「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。

2 不開示情報から除く情報

情報公開条例で開示することとされている公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、法に規定する不開示情報から除外する。

3 開示請求に係る手数料等

保有個人情報の開示請求に係る手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付を受ける者は、写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。ただし、写しの交付に係る文書が特定個人情報である場合において、経済的困難があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該費用を免除することができる。

4 開示決定等の期限

保有個人情報の開示請求に対する開示決定等の期限は、当該開示請求があった日から15日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、当該期間を30日以内に限り延長することができる。

5 運用状況の公表

市長は、毎年度、各実施機関における法の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

6 その他法の施行に関し必要な事項を定める。

7 関係条例の改正

法の改正に伴い、次の条例において引用する法の条項を整備する等、所要の改正をする。

(1) 徳島市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

(2) 徳島市情報公開・個人情報保護審査会条例

8 関係条例の廃止

法の改正に伴い、徳島市個人情報保護条例を廃止する。

9 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行する。

(2) 所要の経過措置を講ずる。

③ 徳島市特別職の指定等に関する条例を定めるについて

地方公務員法の規定に基づき、市長を補佐する職について必要な事項を定める。

1 特別職の指定

- (1) 市長が指定する直轄の特定重要施策について市長を補佐する職を特別職として指定し、職名は政務監とする。
- (2) 政務監の定数は1人とする。
- (3) 政務監の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 給料，期末手当，旅費及び退職手当

- (1) 政務監の給料，期末手当及び旅費の額については，公営企業の管理者（医師である病院事業の管理者を除く。）の例によるものとし，給料，期末手当及び旅費の支給方法については，市長の事務部局の一般職の職員の例による。
- (2) 政務監の退職手当の支給については，公営企業の管理者の例による。

3 関係条例の改正

- (1) 徳島市常勤の特別職の職員の倫理に関する条例
本条例の適用範囲に政務監を加える。
- (2) 徳島市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
政務監の市に対する損害賠償責任の限度となる額を基準給与年額に2を乗じて得た額とする。

4 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

④ 職員の高齢者部分休業に関する条例を定めるについて

地方公務員法の規定に基づき，高齢者部分休業について必要な事項を定める。

1 高齢者部分休業

- (1) 高齢者部分休業の承認は，1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で，30分を単位として行うものとする。
- (2) 高齢者部分休業を取得できる者は，60歳に達した者とする。
- (3) 職員が申請をする場合，当該申請において示す日は，60歳に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以後の日でなければならない。

2 高齢者部分休業取得中の給与

職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

3 退職手当の取扱い

高齢者部分休業の承認を受けた職員が1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。

4 承認の取消し又は休業時間の短縮

任命権者は、高齢者部分休業の承認を受けている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

5 休業時間の延長

任命権者は、高齢者部分休業の承認を受けた職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

6 規則への委任

この条例に定めるもののほか、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項は、規則で定める。

7 関係条例の改正

次の条例において、給与の減額の取扱いに高齢者部分休業に関する規定を追加する。

(1) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

(2) 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例

8 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

⑤ 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を定めるについて

地方公務員法の改正により、定年年齢が引き上げられること等に伴い、本市の関係条例の改正等をする。

1 徳島市職員の定年等に関する条例の一部改正

(1) 職員の定年年齢を65歳（現行 原則60歳）とする。

- (2) 管理監督職として勤務している職員については、管理監督職として勤務できる上限年齢を60歳とする等、管理監督職勤務上限年齢制に関する規定を整備する。
- (3) 60歳に達した日以後に退職した職員を、定年前再任用短時間勤務職員として再任用できる規定を整備する。
- (4) 職員が60歳に達する年度の前年度において、60歳に達する日以後に適用される任用及び給与に関する内容等の情報を提供するとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

2 徳島市職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 当分の間、職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）の給料月額を、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち職務の級及び号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。
- (2) 管理監督職勤務上限年齢に達したことにより降任等をされた職員であつて、特定日の給料月額が、当該降任等をされた日の前日の給料月額に100分の70を乗じて得た額に達しないものには、当分の間、当該差額に相当する額を支給する。
- (3) 規則で定める管理又は監督の地位にある職員については、給料月額に100分の25を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を期末手当等の基礎額に加えることができる。

3 職員の退職手当に関する条例の一部改正

- (1) 60歳に達した日以後にその職員の非違によることなく退職した場合の退職手当の基本額は、当分の間、定年退職した者等に対する退職手当の基本額に係る規定を準用する。
- (2) 前記2の(1)による給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- (3) 国家公務員退職手当法の運用方針等の改正に伴い、フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件のうち、1月間に18日以上勤務することについて、1月間におけるフルタイム会計年度任用職員の勤務日数が20日に満たない場合は、18日から20日と当該勤務日数との差に相当する日数を減じた日数以上勤務することとする。

4 関係条例の改正

次の条例において、「再任用短時間勤務職員」及び「再任用職員」の用語を「定年

前再任用短時間勤務職員」に改める等，所要の改正をする。

- (1) 徳島市職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例
- (2) 徳島市職員の勤務時間に関する条例
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (4) 技能職員の給与の種類及び基準を定める条例
- (5) 職員の特殊勤務手当に関する条例
- (6) 徳島市職員給与等支払特別会計条例
- (7) 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例
- (8) 徳島市職員互助団体に関する条例
- (9) 職員の育児休業等に関する条例
- (10) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
- (11) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
- (12) 徳島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (13) 徳島市会計年度任用職員の給与その他の給付に関する条例

5 関係条例の廃止

現行の再任用制度を廃止することに伴い，徳島市職員の再任用に関する条例を廃止する。

6 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行する。ただし，前記2の(3)及び前記3の(3)については，公布の日から施行する。
- (2) 前記2の(3)については，令和4年6月1日から適用し，前記3の(3)については，令和4年10月1日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用する。
- (3) 定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げる等，所要の経過措置を講ずる。

⑥ 徳島市手数料条例の一部を改正する条例を定めるについて

1 規定の整備

- (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則等の改正により，建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の認定申請の単位が建築物全体，非住宅全体又は住宅全体に変更されたことに伴い，一住戸を対象とする

認定申請に係る規定を整備する。

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、本条例において引用する当該法律の題名を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

2 施行期日

前記1の(1)については公布の日から、前記1の(2)については脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

⑦ 徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する条例を定めるについて

1 条例の廃止

住宅新築資金等貸付事業に係る地方債の償還が完了することに伴い、徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計条例を廃止する。

2 施行期日等

- (1) 令和5年4月1日から施行する。
- (2) 廃止前の徳島市住宅新築資金等貸付事業特別会計に係る令和4年度の歳入及び歳出並びに決算に関しては、なお従前の例による。